

# 日本語と韓国語の持主の受身をめぐって

谷 守 正 寛\*<sup>1</sup>, 林 田\*<sup>2</sup>

## On Possessor's Passive of Japanese and Korean

TANIMORI Masahiro \*<sup>1</sup>, Lim Jeon \*<sup>2</sup>

キーワード：受身，持主の受身  
Key Words: passive, possessor's passive

### 1. はじめに

日本語の持主の受身を韓国語に対応させて比較すると、微妙で興味深い違いが分ってくる<sup>(1)</sup>。韓国語においても能動文を持主の受身に変換した場合、元の文の非くガ・イ(ガ)格成分が受身文のくガ・イ(ガ)格成分に昇格し、述語動詞に受身の接尾辞が付き、さらに助詞の配置の対応関係を同じくする。しかしながら、日本語からそのままの構造で韓国語に変換させるとすべてが自然な表現になるわけではない。韓国語の受身についての先行研究は多々あるものの、持主の受身を詳しく取り上げたものは管見の及ぶ限り李(1979)があるだけである。

本稿では、持主の受身に対する仁田(1992)の捉え方や許(1999)の分析にふれながら、李(1979)の説く韓国語の持主の受身の成立条件を吟味し、韓国語の持主の受身について実例を通して実証的に考察する。その中で持主の受身をいくつかのタイプに細分し、日本語と韓国語とで共通して表れるタイプを整理する。また、一方の言語(韓国語)には表れないタイプを予想する。韓国語の持主の受身が表れるタイプと表れないタイプの特徴を指摘・整理するという基本的作業は、そのことによって、両言語の学習者が持主の受身を適切に表現するための手助けとなるだろう点で意義があると考えられる。なお、本稿では韓国語の受身を表すいくつかの接辞やそれぞれの機能の違いなどについては考察の対象としない。

### 2. 持主の受身について

本稿では、鈴木(1972)にしたがって、元になる動きの対象の持主を主語として表す受身を持主の受身とする。小泉他(編)(1989)にしたがえば、元の文のヲ格名詞の持主を表す名詞をガ格成分にした受身文とも言える。次の文の「太郎」は時計の持主であり元の文(括弧内)ではノ格表示される。

\*<sup>1</sup> 人間文化課程(国際言語文化講座)

\*<sup>2</sup> 神田外国語大学大学院(鳥取大学大学院教育学研究科修了)

(1) 太郎は花子に時計を壊された。(←花子が太郎の時計を壊した)

持主の受身の「XガYニZヲ～ラレル」という構造において、仁田(1992)では、次のようにZがXと分離可能な場合持主の受身から除外している。

(2) 僕は大事な模型飛行機を弟にこわされてしまった。

(3) 太郎はスリにさいふをすられた。

(2)は、「模型飛行機」が「僕」から分離可能な関係にあり、持主の受身に幾分近いものの第三者の受身とされ、(3)では「さいふ」も「太郎」から分離可能であり、「する」が「スリがさいふを太郎からすった」とも言えるように「YガZヲXカラ」といった3項を成分として要求する3項述語であることから、受身文と対応する能動文との間で述語動詞の必須構成要素(共演成分)の数に変化が生じない。したがって(2)-(3)は直接受身(まものの受身)ということになる。

ただし、本稿では「XガYニZヲ～ラレル」におけるZがXに属するものであればひろく持主の受身としたい。便宜上、(2)のタイプの受身を「分離物持主の受身」、(3)のタイプを「カラ持主の受身」と呼ぶことにする。後者は前者に含まれる。いずれもZがXを広い意味で持主とすることに変わりはない。本稿では持主の受身が直接受身と言える場合があつてよいことになるが、このことについては3.6で詳しく述べる。Zの格がヲ格以外をとる「XガYニZニ(ト、カラ)～ラレル」型の受身文も、述語動詞が授受動詞でない限りにおいて持主の受身を含める<sup>(2)</sup>。

次の文における行為(下線部)についても「XガYニZヲ～ラレル」という構文をとることができる。

(4) 太郎は花子に失敗を笑われた。

(5) 太郎は花子に協力に感謝された。

「失敗」や「協力」は太郎の行為であり、太郎と分離不可能な関係を有するともいえる。やはり持主の受身としての要件を備えるものであることから、このタイプを便宜上「行為持主の受身」と呼ぶことにする。

### 3. 韓国語と日本語の持主の受身

#### 3.1 基本的タイプ

李(1979)では、持主に対して直接的な動作を表す場合と間接的な動作を表す場合とに区別しているが、前者では身につけているものに対する動作の場合を含めつつも、次のように身体の一部や性格などの側面に対して向けられた動作を表すものを基本的なものとしている。

(6) 철수는 모기한테 얼굴을 물렸다.

チョルスは蚊に顔をかまれた。

(7) 순희는 명자에게 약점을 잡혔다.

スンヒはミョンジャに弱点をつかまれた。

仁田(1992)の捉え方を援用すれば、(6)は「顔」というヲ格名詞が指す接触場所の持主を受身のガ格に取り出したく接触場所の持主による持主の受身であり、(7)は「弱点」という心的な側面の持主を受身のガ格に据えたく部分・側面の持主による持主の受身ということになる。両者の違いは、(6)では「顔」という接触場所を埋め込まずに「チョルスは蚊にかまれた」と述べても同じ事態を言い表し得るのに対して、(7)の場合は持主の部分・側面である「弱点」を埋めずに「スンヒはミョンジャにつかまれた」と言えば受身文の表す意味が情報的に正確に確定しないことである。

日本語におけるこうした現象は韓国語においても等しく観察されるのである。しかし、(6)のタイプは、身体部分に対して行われる行為が接触行為に限らずとも受身にできること(例えば「裸を見られる」のように)から、便宜上前者のタイプを「身体持主の受身」、また、後述するが、側面に持主に付随する方向や位置・場所なども含めるといった多少異なる捉え方をする意味で、後者のタイプを広く捉えて「側面持主の受身」と呼ぶことにする。

### 3.2 身体持主の受身

韓国語の身体持主の受身について新聞と書物からの実例と辞書の例文を通してその存在を実証的に確認する。(下線と日本語訳は筆者による。波線はガ格名詞、点線はヲ格名詞、実線は受身の述語部分を指す。以下同様。)

- (8) 군당국에 따르면 2월 중순과 3월 초 김이병은 같은 부대 강모(21)김모상병(21)으로부터 목욕탕이나 보일러실로 불러가 군가소리가 작다며 주먹이나 전투화발로 가슴과 복부를 여러차례 구타당했다. (東亜日報 1999/07/13)

軍当局によれば、2月の中旬と3月の初旬に金二兵は、同じ部隊の姜某(21)金某上兵(21)から風呂場とボイラー室に呼び出され、軍歌の聲が小さいという理由でこぶしと軍用靴で胸と腹を何回も殴打された。

- (9) 오늘 아침은 만원버스안에서 발을 밟혔기때문에 부어서 걷기 힘들었다.

(『창문』 김태길. 1986. 범우사.)

今朝、満員バスの中で足を踏まれたから、腫れて歩きにくかった。

- (10) 울들어서도 한 브라질 여기자가 6명의 남성에게 집단 성폭행을 당하고 14살 소녀가 성 폭행 뒤 42군대를 흉기로 절려 숨진 사건 등이 잇따랐다. (朝鮮日報 1999/08/11)

今年に入ってからブラジルの女性記者が6人の男に集団で性的暴行を受け、さらに14歳の少女が性的暴行を受けた後42箇所を刃物で刺されて死亡した事件などが相次いでいる。

- (11) 야산에서 벌초를 하던 鄭某氏가 독사에게 오른손을 물렸다. (中央日報 1997/08/28)

野山で伐草をしていた鄭某氏が毒蛇に右手を噛まれた。

- (12) 박 부장은 “자민련 김 후보측이 유권자들을 모아 놓고 불법 선거운동을 하고 있다는 제보를 받고 아파트 관리소 앞에서 비디오 촬영을 하다 이를 저지하는 자민련 청년당원 20여명에게 팔을 비틀리는 등 폭행당했다”고 말했다. (韓國日報 1999/03/27)

朴部長は「自民連キム候補側が有権者を集めて不法に選挙運動をしているという情報を受けて、アパートの管理室前でビデオ撮影をしているのを止めようとする自民連の青年党员20人余りに腕をねじられるなど暴行を受けたと伝えた。

- (13) 손을 비틀리다. (『NEW ACE 韓日辞典』 금성교과서.)

手首をねじられた。

接触動詞を述語動詞に使った身体持主の受身は、その出現の割合はここで示し得ないが、韓国語においてその実例が容易に数多く観察されることから、持主の受身の典型であると言える。

上の文では「殴打する」、「踏む」、「刺す」、「噛む」、「ねじる」といった接触動詞が持主の受身を形成しているが、次のように、対象への変化を表す様変えの動詞による受身も実例として存在する。

- (14) 그는 그곳에서 35만원의 월급을 받는 대가로 하루 평균 12시간씩, 일감이 밀릴 때는 24시간 이상을 일해야 했다. 그와중에서 오른손 가운데 손가락을 프레스기계에 절단당했다.

(中央日報 1994/06/14)

彼はそこで月給35万ウォンで1日平均12時間、仕事が多い時は24時間以上働かなければな

らなかった。そんな生活をしている時に右手の中指をプレス機械に切断された。この文は格名詞を抜いた「彼はプレス機械に切断された」という意味を含意しないことから、持主の受身を形成しないという考えもできるが、本稿では、「～から切断する」とも言えることから、カラ持主の受身にもなり得るとして持主の受身に含める。

身体部分に関するこうしたタイプが容易に実例として見つかることから、韓国語の持主の受身の中で安定した表現として中核的な位置を占めることが実証的に裏付けられた。ただし、韓国語の表現の中で持主の受身そのものの表れる割合が大きいのというわけではない。許(1999)は、特定の資料からではあるが韓国語の持主の受身の全体の受身文に占める割合は、話し言葉で4.5%、書き言葉では1%であったと報告している。

### 3.3 側面持主の受身

(7)に関連しても述べたが、仁田(1992)の〈部分・側面の持主による持主の受身〉、つまり本稿でいう側面持主の受身について少しく再確認する。

(15) …地位も名誉も傷つけられて、拳銃自殺をとげた憐れな兄…

この文では、「憐れな兄」とその側面である「地位」と「名誉」とが分離不可能な関係を有し、仁田(1992)にしたがっても持主の受身といえよう。このタイプが韓国語でも表れ得るかどうかが実証的に確認する。次も新聞からの実例である。

(16) 지난 94년 탈북한 허모씨등 자유 북한인 협회 소속 탈북자 9명은 19일 정보기관의 조사과정에서 인권을 침해당했다며 국가를 상대로 1억 8천만원의 손해배상 청구소송을 서울지법에 냈다. (東亜日報 1999/02/19)

94年北から脱走した許某氏など自由北朝鮮人協会に所属している脱北者9人は、19日情報機関の調査過程で人権を侵害されたと、国家を相手に1億8千万ウォンの損害賠償請求訴訟をソウル地裁に出した。

(17) 그러나 나중에 사실을 알게 된 미국인들은 프라이버시를 침해당했다고 엄청나게 분노했다.

(中央日報 1996/07/27)

しかし、あとで事実を知ったアメリカ人はプライバシーを侵害されたとかなり怒った。

(18) 자민련은 … “이로 인해 수많은 국민의 항의와 질타를 받아야 했으며, 심각한 정도로 명예를 훼손당했다” 고 주장했다.

(中央日報 2000/05/19)

自民連は…「これのせいで多くの国民の抗議と非難を受けなければならなかったし、深刻に名誉を毀損された」と主張した。

「人権」、「プライバシー」、「名誉」は持主の存在を前提とする持主と不可分な関係にある。実は、身体の接触場所の場合とは異なり、側面が埋まらないと受身文の表す意味が情報的に確定しないことが、次のように韓国語でもそのまま当てはまる。

(19) ?脱北者 9 人が侵害された。(←脱北者 9 人が人権を侵害された。)

?탈북자 9 명이 침해당했다。(←탈북자 9 명이 인권을 침해당했다。)

このタイプについて、韓国語が微妙なところまで日本語とその性格を共有することが分る。

また、このタイプの周辺的なものとして、次のように、持主から離れても存し得る部分・側面をヲ格名詞にとるものも観察される。

(20) 문난민씨는李씨가 모나미에서 개발중이거나 개발한 제품 46가지의 원료배합 비율등 기술 관련자료가 적힌 노트를 가져가 영업비밀을 침해 당했다며 지난 2월 서울민사지법에 영업비밀 침해금지가처분 소송을 제기했다.

(中央日報 1994/06/23)

モナミ側はリ氏がモナミで開発中あるいは開発した46の製品の原料配合の割合等技術関連データが記入されたノートを持ち出され、営業秘密を侵害されたとして2月にソウル民事地方法院に営業秘密侵害禁止可処分訴訟を提訴した。

- (21) 조치오 사장은 “1년 6월에 걸친 까다로운 품질검사를 거쳤다” 며 “기술력을 국제적으로 인정받았다는 성취감이 컸다” 고 당시를 회고했다. (中央日報 2000/03/22)

ジョ・チホ社長は「1年6ヶ月かかって難しい品質検査に通った」と述べ「技術力を国際的に認められたような大きな達成感があった」と当時を回顧した。

- (22) 이미 태국 DBS방송국에 시제품을 납품, 1년 가량의 테스트를 거쳐 품질을 인정받았다고 밝혔다. (中央日報 2000/03/29)

もうすでにタイDBS放送局に試供品を納品し1年余りのテストを経て品質を認められたと伝えた。

「営業秘密」、「技術力」、「品質」は持主から分離されても存し得るものと言えるが、持主の部分・側面としてきわめて密接な関係にある。こうしたタイプも本稿では持主の受身に含めるわけだが、韓国語でも日本語と同じく実例として存在し表現可能であることが分る。

### 3.4 行為持主の受身

行為とはそれを行う者に不可分的に付随するものである。そこで行為を表すヲ格名詞の持主を受身文のガ格に取り出した場合、韓国語でも表現可能かどうかをやはり実例を通して観察する。

- (23) 그러면서 출마포기를 강요당했다는 송영인 전국정원 제주지부 부지부장 등 4명의 전직 국정원 간부를 기자회견장에 내세웠다. (中央日報 2000/03/27)

そのなかで出馬放棄を強要されたという宋永仁前国政院チェジュ支部敷地部長など4人の前職国政院幹部を記者会見場に立たせた。

- (24) 인남 장학금을 받은 학생은 김영기씨와 유양규씨로 우수한 학업성적과 활발한 한인봉사활동을 인정받았다. (中央日報 2000/03/27)

この日奨学金をもらった学生はキム・ヨンギ氏とユ・ヤング氏で優秀な学業成績と活発な韓人奉仕活動を認められた。

- (25) 리씨는 15살이던 42년 자신의 집에 난입한 일본군 4명에 의해 손과 발이 묶인채 섬서성의 일본군 병영으로 납치된 뒤 5개월 동안 위안부 생활을 강요당했다면서 자신의 어머니는 그 때 받은 충격으로 자살했다고 증언했다. (朝鮮日報 1996/07/20)

リ氏が15才だった42年、自宅に乱入した日本人4人に手足を縛られたまま、ソムソソンの日本軍兵營に拉致された後5ヶ月間慰安婦生活を強要されたと言い、また自分の母はその時の衝撃で自殺したと証言した。

上の例では「放棄」、「奉仕活動」、「生活」といった持主の行為・行動がヲ格名詞にあるかその一部に含まれる。こうした行為持主の受身も韓国語では許容されることが分る。

行為が必ずしも持主だけが行うものでない場合も韓国語でもヲ格名詞として表現できる。

- (26) 대우조선도 같은달 이탈리아의 달레오사와 체결한 3만1천t급정유운반선 2척과 파이널S.P.C사와 체결한 2만t급 정유운반선 1척의 발주계약을 모두 파기당했다. (中央日報 1993/01/12)

デウ朝鮮も同じ月イタリアのダレオ社と交わした3万1千トン級精油運搬船2隻とパイナルS.P.C社と交わした2万トン級精油運搬船1隻の発注契約をすべて破棄された。

「契約」という社会的行為は持主と相手とがともに行うものである。さらに次を見られたい。

- (27) 홍은 부모의 영향으로 조총련계 고교를 졸업한 뒤 1994년 프로로 데뷔했다. 당시 홍창수란 본명으로 활동하려고 했지만 일본 권투위원회로부터 등록을 거부당했다. (中央日報2000/07/13)  
洪は親の影響で朝総連系の高校卒業後1994年プロになった。当時ホン・チャンスという本名で活動しようとしたが、日本ボクシング委員会から登録を拒否された。
- (28) 친구는 서울에 있는 큰 병원으로 급히 실려갔는데 수중에 충분한 돈이 없다는 이유로 치료를 거부당했다. (中央日報 2000/06/30)  
友人はソウルにある大きな病院へ乗せられて行ったが手元に十分なお金がないという理由で治療を拒否された。
- (29) 필요한 서류를 접수시키고 난 뒤 지정된 시간에 비자를 찾으려 했으나 뭐가 잘못 됐는지 빈 자발금을 거절당했다. (中央日報 2000/06/30)  
必要な書類の手続きを済ませて決められた時間にビザをもらおうとしたのですが、何か問題があったのかビザの発給を拒絶された。
- (30) 김정란교수는 얼마전까지 엄청난 전화폭력에 시달렸고 최근엔 한 유명 문학출판사로부터 자신의 시집 (『내.영.혼.의 스타카토』) 출판을 거부당해 원고를 되돌려받았다.

(中央日報 1999/06/03)

キム・ジョン란教授はそれまでかなりの電話暴力に遭い、最近ではある有名な文学出版社から自分の詩集 (『私の魂スタカート』) の出版を拒否され原稿を送り返された。

「登録」, 「治療」, 「発給」, 「出版」といった行為・行動は、持主が深く関わりながらも実際には相手方が行うものである。したがって、これらは直接受身よりは第三者の受身に近いものであるにもかかわらず、韓国語でも表現可能なことは興味深い。

次の例では行為が名詞ではなく節によって表されている。

- (31) 총선에 정치인에게 정치자금을 제공했는지를 추궁당했다. (中央日報 1995/11/13)

総選挙の時政治家に政治資金を提供したかどうかを追求された。

「追求する」は3項動詞ではあるが、追求の相手ではなく、政治資金を提供した行為の持主が受身文のガ格に取り出されたとする捉え方が可能である。その点ではやや中間的な性格を有するが、行為持主の受身の周辺的なものとして挙げておく。このような微妙な場合にも韓国語が日本語と持主の受身の性格を共有するのはやはり興味深いことである。

### 3.5 カラ持主の受身

カラ持主の受身を新聞の実例や辞書の例文を通してみる。

- (32) 한 재미교포 미술품 수집가가 피카소, 달리, 마티스 등 서양 유명화가 작품 14점을 지난 3월 강탈당했다가 최근 되찾으면서 이 작품들의 진위 여부에 관심이 쏠리고 있다.

(朝鮮日報 1999/07/11)

ある在米同胞の美術品蒐集家がピカソ, ダリ, マチスなど西欧の有名な画家の作品14点を3月に強奪されたのを、最近になって取り戻したが、この作品が本物かどうかをめぐって関心が集まっている。

- (33) 그러던 중 李모(43)씨는 1998년 7월 한국에서 가져온 수백만원대의 사업자금을 몽땅 털렸다.

(韓國日報 2000/02/29)

その間 某氏(43) は1998年7月、韓国から持ってきた数百万ウォンの事業資金を全部盗まれた。

- (34) 미국 로스앤젤레스에서 열리고 있는 월드컵 축구 대회에 출전한 한국 국가대표 선수·임원단의 투숙중이던 호텔에서 수만달러어치의 현금등 귀중품을 도난당했다. (中央日報 2000/02/20)  
 アメリカのロスで開かれているゴールドカップのサッカー大会に出場した、韓国代表の選手・同行団が、泊まっていたホテルで数万ドル相当の現金と貴重品を盗まれた。
- (35) 일본의 한 관람객은 전시된 가구 앞에서 사진을 찍다가 박람회 경비경찰에 필름을 빼앗겼다.  
 (中央日報 2000/01/22)  
日本人のある観覧客は展示されている家具の前で写真を撮影中に博覧会の警備警察にフィルムを取られた。
- (36) 이와 함께 한미은행은 자본잠식 업체 등 재무상태가 나쁜 업체들에 채권회수에 대한 대책도 없이 대출을 해줬다 6백60억원을 떼었다. (中央日報 1999/12/25)  
 さらに韓米銀行は, 蚕食企業など資本の財務状態が悪い企業に, 債権回収の方策もないままに貸し出しをしてしまい6百60億ウォンを踏み倒された。
- (37) a. 버스안에서 직갑을 떼이다. (バスのなかで財布をすられる)  
 b. 돈을 떼이다. (お金を奪われる) (『NEW ACE 韓日辞典』 金성교과서.)

上の受身文では持主からその持ち物を引き離す行為を表す「強奪する」, 「盗む」, 「取る」, 「踏み倒す」といった述語動詞を含む。調査の範囲内では, カラ持主の受身も身体持主の受身と同じく数多く観察され, 安定した受身表現として使用されていると言える。

#### 4. 持主の受身の問題点

ここで, 持主の受身に関してこれまであまり指摘されなかったであろう問題点を少しく考察する。

まず, 仁田(1992)のいう〈接触場所の持主による持主の受身〉の特徴は, たとえば「僕は客に肩に寄り掛かれた」であれば, 接触される者と分離不可能な接触場所に対して, 接触動詞の表す動作によってしか事態が実現されないということであった。しかし, 接触動作が身体と分離可能な接触場所に対しても実現されることはある。次例を見られたい。

(38) 満員電車の中で, 僕は酔っぱらいにかばんに寄り掛かれた。

これは同じ接触動詞「寄り掛かる」を用いながら身体持主の受身ではない。また, 動詞の必須構成要素を能動文より1つ増やすことから直接受身でもない。そして, 次のように「かばん」を省いても身体部分の場合と情報的に同じ事態を確定し得る。

(39) 満員電車の中で, 僕は酔っぱらいに寄り掛かれた。

上では二格名詞の持主を取り出した受身をみたが, ヲ格名詞についてはどうだろうか。持ち物や身に着けた衣類のように分離可能なものでも, 接触動作が実現する際に, それが身体に密着していることによって身体部分と同じ役割を果たし得ることは, たとえば「僕は靴を踏まれた」が, 「僕は足を踏まれた」と同じく「僕は踏まれた」という事態を表し得ることからも窺える。このようなことからここでは分離性を特に問題にしないわけである。

次に, 側面持主の受身について, 持主と分離不可能なはずの側面とが常に接触動作によってしか事態を実現し得ないことはない。たとえば, (18)の「人権」はその人物から分離しては存し得ないとも思われるが, 次のような受身文が可能である。

(40) 彼らは当局に人権を奪われた。(←当局が彼ら から/の 人権を奪った)

対応能動文を見て分るように、これは直接受身の構造をも持ちながら、側面持主の受身にもなり得るという二面性を持つのである。これもまた本稿で「XがYニZヲ～ラレル」におけるXがZの持主であれば直接受身の場合も含めて持主の受身とした理由である。

そこで、名詞句と述語の組み合わせによってこのような現象の生じる持主の受身が、韓国語においてもはたして表現可能なかどうかを、次に実例によって確かめる。

- (41) 곱창전골은 95년 서울 방문중 우연히 신중현의 ‘미인’ 을 듣고 영혼을 송두리째 빼앗겼다는 린디 샤프트 유키편에 의해 96년 출범했다. (中央日報 1999/11/02)

ホルモンのすき焼きというグループは、95年にソウルを訪ねた時、偶然シン・ジュンヘンの「美人」を聞いて、魂を根こそぎ奪われるような感じがしたというリーダーのサトー・ユキエによって96年に誕生した。

- (42)尹씨 등은 손씨가 정치자금을 주지 않는데 따른 보복으로 87년 대한선주의 주거래은행인 외한은행 등 채권단이 한진해운 등 한진그룹에 주식을 양도토록 지시해 경영권을 빼앗겼으며 소송을 냈다. (中央日報 1999/07/29)

尹氏などは全氏が政治資金を渡さないことに対する報復として、87年大韓船主の主要取引銀行だった外韓銀行などの債権者がハンジン海運などハンジングループに株を譲渡するよう指示し、経営権を奪われたと訴えを起こした。

「魂」や「経営権」は持主の側面とも言えるものだが、「奪う」のような引き離しの動詞のヲ格名詞としてもとれるのが特徴である。「肩を奪われた」などとは言えないことから、明らかにこのタイプは身体持主の受身とは性格の異なる受身である。こうしたタイプに至っても、依然韓国語で自然な文として表現されることが実証されたわけである。

実は、カラ持主の受身にも興味深い現象がある。次は(35)の対応能動文である。

- (43) 박람회의 경비경찰이 일본인 한 관람객 〈의/으로부터〉 필름을 빼앗았다.

博覧会の警備警察が日本人のある観覧客〈の/から〉フィルムを取った。

両言語ともに、受身文のガ格が元の文のノ格かカラ格のいずれかから由来したとみなしてもよいが、カラ格で表示されてもXがZの持主であることに変わりない。カラ格が受身文のガ格に昇格する場合は直接受身とみなされるが、実は、こうした3項述語をとる受身でも元の文においてカラ格で表示され得ない場合のあることが、実はこれまで指摘されてこなかったようである。次を見られたい。

- (44) a. 내가 화장실에 갔을때, 가방을 빼앗겼다.

私がトイレに行っている間にかばんを奪われた。

- b. 내가 화장실에 갔을때, 누군가 나 〈의/\*에게서〉 가방을 빼앗았다.

私がトイレに行っている間にだれかが私〈の/\*から〉かばんを奪った。

これから分ることは、持ち物(かばん)を奪われた時点で、持主(私)が持ち物から離れてどこか他の場所(トイレ)にいた場合には、受身文のガ格成分が対応能動文においてカラ格では表示され得ないことである。つまり(44a)は直接受身とは言えない。したがって、述語が3項動詞であるということでもって持主の受身から除外してしまうことには不都合が生じ得ることになる。本稿でカラ持主の受身を持主の受身として扱うのはこのためである。ただし便宜上、このタイプもカラ持主の受身と呼ぶことにする。

これまで日本語と韓国語の持主の受身が細かな部分に至るまでその性格を共有することを実証的にみた。次に日本語とは異なる複雑な要因が絡む韓国語の持主の受身について、その成立条件を吟味しながら少しく考察する。なお表現の許容が微妙なものは実例では見出しがたく、作例を扱うこ

ととする。

まず、李(1979)で指摘された持主の受身の成立条件を挙げられた例文とともに吟味する。

(45) 남편이 아내한테 옷을 찢기었다.

夫が妻に服をやぶられた。

(46) \*선생님은 아들에게 논문을 찢기었다.

先生は息子に論文をやぶられた。

(47) 삼부로는 친구한테 애인을 빼앗기었다.

三郎は友人に恋人を奪われた。

上の文は日本語ではいずれも自然であるのは言うまでもない。しかし韓国語では(46)だけが成立しないために、日本語にはない何らかの基準が韓国語にあるとされる。李(1979)によると、(45)の場合は服が身体と空間的に不離の所有関係にあり持主が受ける影響が直接的であるという。直接的影響がある場合には「もちぬしと空間的に不離の関係にある所有関係が存在する被所有物においてのみ」表現され、服を身につけていなければ成立しないことも指摘されている。また(46)が成立しないのは、破るという行為を行った者(息子)からみて「論文」が常に他者(先生)のものとは限らず、息子自身のものでもあり得ることによると指摘されている。これに対して(47)の「奪う」は「破る」とは異なり「～から」という恋人の帰属先を潜在的に予想させる。間接的な動作では、動作の対象が常に「他者」の所有物であると分る場合に持主の受身が成立すると結論づけている。

つまり、李(1979)のいう持主の受身の成立条件は次のように示すことができる。

(48) 韓国語の持主の受身の成立条件：

a. 動作が直接的な場合：常に被所有物が空間的に持主と不離の所有関係にあること。

b. 動作が間接的な場合：被所有物が「～カラ」による帰属先を潜在的に予想させる、あるいは常に持主のものであると分ること。

カラ持主の受身、分離物持主の受身は成立条件(48b)によると言えるが、(44a)のような特殊な場合にも都合よく説明できる。

もうひとつ、許(1999)の捉え方についてふれておく。これらは実例である。

(49) 힘들겠지만 끝까지 버티자. 도청까지 빼앗긴다면... 우린 공수도 아니고 군인도 아니다.

大変だけど最後までがんばろう。道庁まで奪われたら…。私たちは空守でもないし、軍人でもないんだ。

(50) 데려가긴 데려갔는데, 중간에 뺏겼습니다.

連れて行くのは行ったんですが、途中(犯人を)奪われたそうです。

許(1999)ではこの実例2文を、述語の動作を直接受けるものが持主の所有物ではない「非所有物被動」として区別している。しかし(49)は「道庁までが奪われたら」ととれば直接受身である。間接受身だとすれば「道庁」は「私たち」に帰属するものであり、本稿の捉え方では持主の受身の範疇に入る。(50)では省略された「犯人」は一度捕らえ連れて行ったわけであり持主に帰属するとみなせる。つまり、被所有物被動とは第三者の受身なのであって、それがはたして韓国語においても表現可能なかどうかは、改めて考察しなければならないのである。

さて、韓国語の持主の受身がたとえ(48)の成立条件を満たしていてもなお成立しない場合があることを指摘しておかなければならない。

(51) \*나는 손님에게 어깨에 기대어졌다. (僕は客に肩に寄り掛かれた)

(52) \*나는 술주정뱅이에게 가방에 기대어졌다. (僕は酔っぱらいにかばんに寄り掛かれた)

上の文は二格名詞の持主をガ格に据えた持主の受身である。肩は不離の身体部分、かばんは分離可能な持ち物であるが、いずれも韓国語では非文となるのである。このことから、たとえ述語動詞の表わす動作が直接的動作であっても、二格名詞が持主から分離可能かどうかとは関係なく、(51)-(52)は成立しないのである。

間接的動作の場合にも次のようにやはり非文となる。

(53) \*타로는 하나코에게 삶에 감동받았다. (太郎は花子に生き方に感動された)

ここでは韓国語では典型的な持主の受身であっても、受身文のガ格が二格名詞の持主から取り出された場合には非文になることが分った。そこでヲ格・二格以外の名詞（二重下線部）の持主を受身文のガ格に取り出したものについても確認しておく。

(54) \*타로는 하나코에게 아들과 이혼당했다. (太郎は花子に息子さんと離婚された)

(55) \*타로는 하나코에게 회사로부터 독립당했다. (太郎は花子に会社から独立された)

(54)の「息子さん」は「太郎」の息子であり、「離婚する」はト格名詞（相互目的語 reciprocal object）をとるが、こうした持主の受身は、韓国語では非文となる点で日本語と異なりを示す。また、(55)では「会社」は「太郎」の会社ではあるが、述語が自動詞である点で持主の受身の周延的なものであると言えよう。この場合にも韓国語では許容されない。

しかしながら、カラ格についてはなお許容される場合がある。

(56) 타로는 하나코에게 그룹에서 탈퇴당했다. (←하나코는 타로의 그룹에서 탈퇴했다.)

太郎は花子にグループから脱退された。(←花子は太郎のグループから脱退した。)

これは(55)とは異なり、「～から脱退する」を「～을 탈퇴하다(～を脱退する)」とも言い換えられるように、分離点を表すヲ格に交替可能なカラ格が使われた場合である。

なおさらに、ヲ格名詞をとっても許容されない場合がある。

(57) \*타로는 하나코에게 앞을 통과당했다.

太郎は花子に前を通られた。

これは述語動詞が「通る」という自動詞であるが、山内(1997)では「属格昇格型受身」としているものである。本稿では側面持主の受身に含められる。このような経過点を表すヲ格の場合に韓国語では非文となる点で、日本語とは異なる。

前述の「やぶる」を使った受身文について再考する。

(58) 남편의 아내한테 옷을 찢기었다. (夫が妻に服をやぶられた。)(= (45))

(58)が文法的なのは成立条件(48a)によるが、服を夫が身に着けていなければ成立しないことも指摘されていた。ただ、実際にはそのような場合でも許容する話者がいるのも事実である。また、夫が服をせっかく妻にあげたのにそれを妻が破ってしまったという解釈も可能である。このような場合には許容度が下がるが依然まったく非文というわけではない。これは、実質的には妻の所有物になってはいるものの、夫が妻にあげた服がまだ夫の持ち物として意識されているからであろう。つまり、これと似たタイプの受身文(50)が成立することからも、服を夫が身に着けていなくても(58)が表現可能であることは否定できない。

(59) \*선생님은 아들한테 논문을 찢기었다. (先生は息子に論文をやぶられた。)(= (46))

また、(59)は非文とされるが、実際は「論文」の持主が「先生」であると文脈上分っていれば許容され、持主が「息子」であれば許容されなくなると説明するのが適切であろう。いずれの所有物であるかが特定できないというだけで常に非文になるとは言いがたい。このことも(50)が実例として成立することでも支持されよう。

被所有物被動は本稿の考察の直接の対象ではないが、持主の受身との関連で少しくふれることにする。「XがYにZヲ〜ラレル」のZはXのものも指すが、実際には述語の表す事態が実現される時点ではYのものであるという微妙な場合がある。

- (60) 그는 철수에게 먼저 목표를 달성당했다.  
彼はチョルスに先に目標を達成された。
- (61) B사는 A사에게 먼저 신제품을 공개당했다.  
B社はA社に先に新製品を公開された。

上の文には「目標」と「新製品」をXとYがそれぞれ持っているという特殊性がある。実現されたヲ格名詞はYのものであるがXもその実現に向けて働きかけていたという背景があり、Xにも関与する。

この2文の文法性についてアンケート調査を行ったところ、許容可能あるいは文法的だと回答した割合が(60)で52%、(61)で70%であったことから、まったくの非文ではないと言える<sup>(3)</sup>。

次に、ZがXとYのいずれのものでもなく、述語の表す事態が実現されてはじめてYのものとして現れる場合もある。

- (62) \*B사는 A사에게 먼저 새로운 약을 발명당했다/발명되었다.  
B社はA社に先に新しい薬を発明された。
- (63) \*A씨는 B씨에게 먼저 전집을 출판당했다/출판되었다.  
A氏はB氏に先に全集を出版された。

上の受身文においては、ヲ格名詞は述語の作成動詞が表す事態の実現した時点ではじめてYのものとして具現化する。このように述語が他動詞であっても作成動詞の場合には韓国語では成立しない<sup>(4)</sup>。これは持主の受身から連続しているものの、被所有物被動（第三者の受身）により近づいたものである。基本的にこのような段階になると韓国語では許容されないと考えられる。

## 5. まとめ

本稿では、持主の受身をいくつかのタイプに細分し、文法的な韓国語の持主の受身が存在することを事例を通して示すことができた。また、持主の受身が含む問題点を新たに指摘した上で、日本語と韓国語での微妙な違いを明らかに示した。身体及び側面持主の受身は、韓国語では基本的に安定した表現として認められる。カラ持主の受身も韓国語では多く観察され、いずれのタイプも日本語と微妙な部分に至るまでその性格を共有することが分った。行為持主の受身についても日本語に近い振る舞いを示す。

受身文のガ格が取り出された元の名詞が持主と分離不可能なものあるいは密着したものを表す場合でも、それがニ格・ト格などヲ格以外の場合には許容されないことも新たに指摘した。直接的動作の対象であるヲ格名詞（分離物）が持主から空間的に離れると許容が下がるが、ヲ格名詞が持主の所有意識の対象にある場合には依然許容される。間接的動作による場合にあっては、ZがXのものとして常に特定できなくても、文脈上持主のものであると分ればやはり許容される。また、持主と相手が共通の対象をめざしながらも相手がそれを実現した場合、個人差があるものの許容される。さらに、持主の受身からは外れるものの、述語が他動詞であっても作成動詞の場合、ヲ格名詞が結果的に相手の所有となる受身は韓国語では非文となる。

## 注

- (1) 菅野(1982)では「現代朝鮮語に使役と受動の意味範疇が存在しないという論は成り立たない」と指摘されている。李(1991)には「日本語で受身表現を使う所に、韓国語では能動表現を使う傾向があるといえる」とあり、李(1979)ではさらに直接受身との比較も考察されているが、こうした問題については本稿では考察の直接の対象とはしない。
- (2) 述語動詞が授受動詞の場合、ZはXに所属しないことは次の文からも分かる。  
太郎は校長先生に賞状を渡された。  
つまり、賞状は渡されるまで太郎のものではなく持主の受身とは言えない。
- (3) 来日中の20代～40代の留学生・社会人の韓国人32人に対するアンケートによる。
- (4) 留学生(21名)に対するアンケートではそれぞれ約6割、7割以上が非文と回答した。

## 参考文献

- 李吉遠(1991)「韓・日両言語の受身構文」、『阪大日本語研究』3, 大阪大学文学部日本学科。
- 李文子(1979)「朝鮮語の受身と日本語の受身「その1」—「もちぬしの受身」を中心に—」、『朝鮮学報第91輯』, 朝鮮学会。
- 菅野裕臣(1982)「朝鮮語」『講座日本語学10 外国語との対照I』, 明治書院。
- 小泉 保, 船越道雄, 本田晶治, 仁田義雄, 塚本秀樹(編)(1989)『日本語基本動詞用法辞典』大修館書店。
- 鈴木重幸(1972)『日本語文法・形態論』, むぎ書房。
- 寺村秀夫(1982)『日本語の意味とシンタクス第I巻』, くろしお出版。
- 仁田義雄(1992)「持主の受身をめぐって」『藤森ことば論集』, 清文堂出版。
- 許明子(1999)「日本語と韓国語の受身文の実証的対照研究—両国のテレビドラマと新聞コラムにおける受身文の使用率の分析を通して—」、『世界の日本語教育』第9号, 国際交流基金日本語国際センター。
- 山内博之(1997)「日本語の受身文における「持ち主の受身」の位置づけについて」『日本語教育』92号。

(2001年4月25日受理)